

土壌汚染状況調査

Q17

自然由来や水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある場合にはどのような調査を行うのですか？

自然に由来して特定有害物質を含む地層や特定有害物質を含む土壌を用いて埋め立てられた公有水面埋立地における土壌中の特定有害物質の分布は工場等の生産活動に伴って生じた土壌汚染と大きく異なります。従来の土壌汚染状況調査の方法は工場等の生産活動に伴って生じた土壌汚染を念頭に作られており、自然由来や水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれに対しては適当でないことから 2011(平成 23)年の施行規則改正の際に自然由来の土壌汚染地及び水面埋立由来の土壌汚染地における調査方法の特例が設けられました。自然由来の土壌汚染地における調査方法の特例及び水面埋立て用材料由来の土壌汚染地における調査方法の特例の試料採取等の方法の概略についてはQ14の表14-1を参照して下さい。

自然由来の土壌汚染地における調査方法の特例の試料採取等は原則として調査対象地内の最も離れた2つの 30m格子の中心の単位区画において、土壌汚染のおそれのある地層が分布する深度が明らかである場合にはその深度の土壌を採取・分析し、明らかでない場合には深度 10mまでの表層から 50cm までの土壌及び1mごとの土壌を採取・分析します。従前は少なくとも 30m格子ごとに5地点混合法による試料採取・分析を実施していたため、この調査方法の特例が設けられたことによって調査数量は大幅に少なくなります。通常の土壌汚染状況調査では、試料採取等をすべて省略することも認められていますが、自然由来の土壌汚染地の調査方法の特例では少なくとも1地点において試料採取等を実施しなければなりません。

水面埋立て用材料由来の土壌汚染地の調査方法の特例の試料採取は 30m格子ごとに深度 10mまで(又は帯水層の底面まで)の土壌を対象に実施します。第一種特定有害物質の調査では 30m格子の中心の単位区画でボーリングを行い、調査深度ごとに採取した土壌試料を分析します。通常の方法による試料採取等では、まず、土壌ガス調査(又は地下水調査)を実施しますが、この特例の調査では行いません。また、第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の調査では調査深度ごとに5地点均等混合法によって調製した土壌試料を分析するため、30m格子内の五つの単位区画でボーリング調査を実施することになります。以上のように、水面埋立て用材料由来の土壌汚染地の調査方法の特例では、通常の方法による試料採取等に比べて調査数量、特に分析数量が大幅に増えることが見込まれます。しかし、この特例の調査については、試料採取等をすべて省略することも可能であり、かつ、試料採取等をすべて省略しても埋立地特例区域又は埋立地管理区域に指定される場合があります(Q24参照)。調査義務を行う際の選択肢の一つとして検討されることを推奨します。